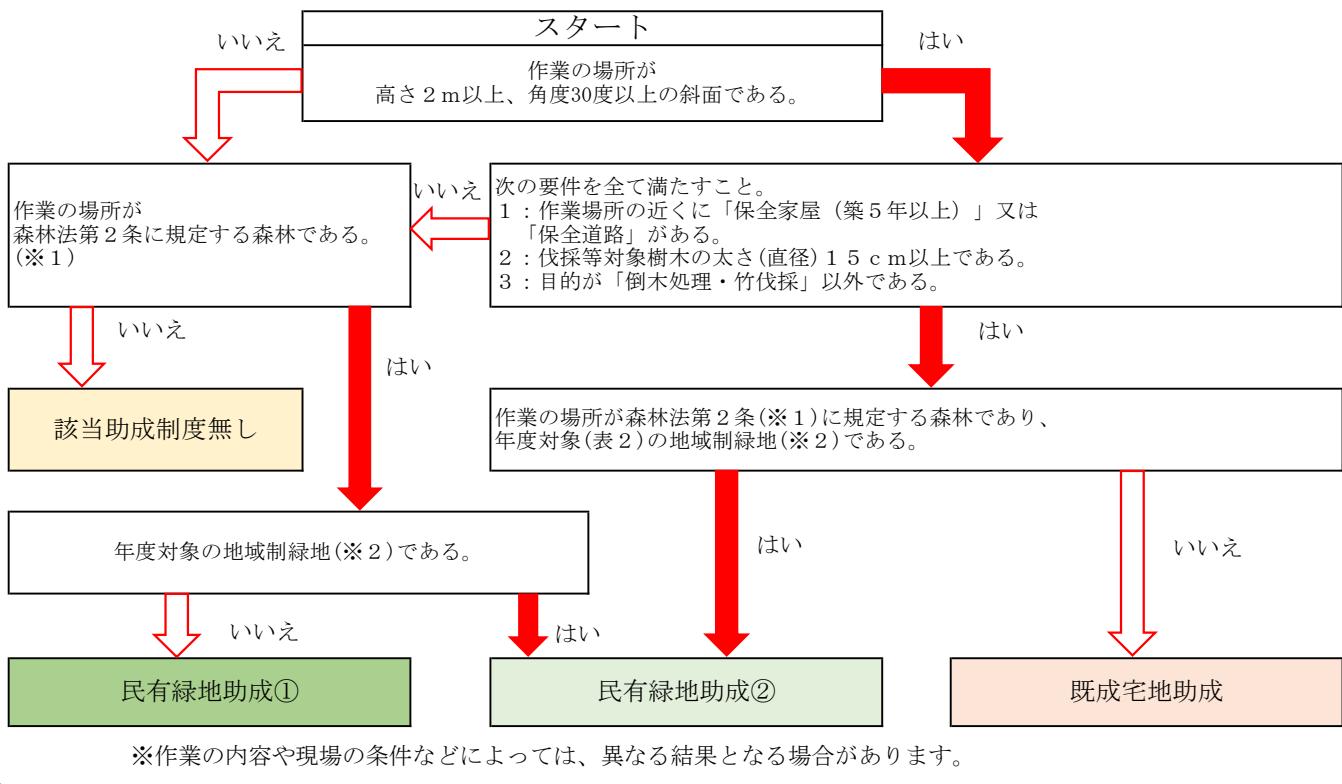


# 樹木の伐採等に関する2つの助成金制度について

鎌倉市では、樹木の伐採等に関する助成金制度として、「既成宅地等防災工事資金助成制度」と「民有緑地維持管理助成制度」を設けています。作業内容によって利用可能な制度が異なります。

## 利用可能な助成制度の判断フローチャート

- このフローチャートは、利用可能な助成制度の判定の目安となるものです。



・表1 各制度の助成金額

民有緑地助成①	工事費について、1/2を助成。上限100万円。
民有緑地助成②	工事費について、25万円まで全額助成。 25万円を超える分については1/2を助成。上限100万円。
既成宅地助成	工事費について、1/2を助成。上限100万円。

・表2 民有緑地助成②(25万円以下全額助成)の対象となる年度及び地区一覧表

対象年度	対象地区
令和8年度、11年度、14年度、17年度 ・・・以下3年毎	二階堂、西御門、雪ノ下一丁目及び二丁目、今泉、今泉台、 大船、山ノ内、岩瀬、植木、城廻、高野、岡本
令和9年度、12年度、15年度、18年度 ・・・以下3年毎	浄明寺、十二所、手広、笛田二丁目、鎌倉山、小町、大町、 雪ノ下四丁目及び五丁目、材木座
令和10年度、13年度、16年度、19年度 ・・・以下3年毎	長谷、坂ノ下、極楽寺、稻村ガ崎、笛田六丁目、腰越、 御成町、佐助、笛目町、扇ガ谷、梶原、常盤、山崎、寺分

(※1) 神奈川県がインターネット上で公開している地図情報(e-かなマップ)の「地域森林計画対象民有林位置図」の範囲内であり、農地・宅地・境内地等の土地として使用していない森林。なお、位置図の範囲外であっても場所や森林の状態によっては対象となる場合があります。詳細はみどり公園課にお問合せ下さい。

(※2) 地域制緑地とは、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、緑地保全推進地区に指定されたエリア内の森林です。